

第 1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 3 月 27 日付けで異議申立人に対し行った行政文書一部開示決定処分は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 19 年 3 月 12 日付けで「平成 18 年度甲斐市農業委員会からの時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書」の開示を求めて行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成 19 年 2 月 27 日付けで甲斐市農業委員会から提出された「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記の取扱いについて」（平成 19 年 2 月 27 日付け中北農第 3174 号にて受付。以下「本件文書」という。）を特定し、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 3 月 27 日付け中北農第 3264 号 - 1 をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 19 年 4 月 16 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示する、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張しているところは、以下のとおりである。

(1) 不開示理由とされた特定個人の識別については、既に異議申立人には判明していることであり、不開示理由には該当しない。

(2) 開示された部分（調査年月日及び占有の経過）の記載内容は虚偽であり、当該事案が取得時効完成の要件を備えているか否かについての調査は全く実施さ

れず、登記事案調査書は机上作成されたものと推定される。もし、真実に現地調査を行い、甲斐市の土地（以下「本件土地」という。）の隣接耕作者、近隣居住者及び集落の区長等の事情精通者に事情聴取すればこのことは証明される。

当件の被害者である異議申立人には、不開示部分の記載内容を知る権利があると考えられる。

- (3) 不開示による登記申請当事者の利益擁護は、逆に被害者（異議申立人）が不当な不利益を蒙ることになり、しかも、公正であるべき行政（甲斐市農業委員会）が不正行為を容認し、加担するのは許されることではない。行政不信を払拭するためにも開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書で説明している内容は、以下のとおりである。

1 条例第8条第1号の該当性について

- (1) 条例第8条は、その第1号において、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。ただし、次の情報は除くこととしている。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 別紙の表の開示しない部分欄（以下「開示しない部分欄」という。）に掲げる情報は、本件土地に関する甲斐市農業委員会の登記事案調査がどのようにして行われるに至ったのかを示す情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第8条第1号本文に該当する。そして、当該情報は、法令の規定により又は慣行として、現に誰もが知り得る状態に置かれているものではなく、また、公にすることが予定されているものでもないから、同号ただし書イには該当しない。さらに、当該情報が同号ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。よって、開示しない部分欄に掲げる情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

(3) 開示しない部分欄 に掲げる情報は、本件土地に係る権利移転について農地法違反の有無がわかる情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、条例第 8 条第 1 号本文に該当する。そして、当該情報は、法令の規定により又は慣行として、現に誰もが知り得る状態に置かれているものではなく、また、公にすることが予定されているものでもないから、同号ただし書イには該当しない。さらに、当該情報が同号ただし書口又はハに該当しないことは明らかである。よって、開示しない部分欄 に掲げる情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

(4) 開示しない部分欄 に掲げる情報は、甲斐市農業委員会が、本件土地に係る権利移転について農地法違反があるか否かを判定するに際し基礎としたものであり、登記義務者である個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるから、条例第 8 条第 1 号本文に該当する。そして、当該情報は、法令の規定により又は慣行として、現に誰もが知り得る状態に置かれているものではなく、また、公にすることが予定されているものでもないから、同号ただし書イには該当しない。さらに、当該情報が同号ただし書口又はハに該当しないことは明らかである。よって、開示しない部分欄 に掲げる情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

2 条例第 8 条第 2 号の該当性について

(1) 条例第 8 条は、その第 2 号において、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示情報として定めている。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(2) 開示しない部分欄 に掲げる情報は、本件土地に係る権利移転について農地法違反の有無がわかる情報であって、通常、公にされていない法人の内部管理情報である。さらに、当該法人は宗教法人であり、団体の性格に照らすと、当該情報を公にすることにより、その活動に対する不当な妨害を招くなど憲法で保障された信教の自由に基づく当該法人の権利を害するおそれもある。したがって、当該情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるから、条例第 8 条第 2 号イに該

当する。そして、当該情報が同号ただし書に該当しないことは明らかである。よって、開示しない部分欄 に掲げる情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

- (3) 開示しない部分欄 に掲げる情報は、甲斐市農業委員会が、本件土地に係る権利移転について農地法違反があるか否かを判定するに際し基礎としたものであり、登記権利者である法人の内部管理情報であって、通常、公にされていないものである。さらに、当該法人は宗教法人であり、団体の性格に照らすと、当該情報を公にすることにより、その活動に対する不当な妨害を招くなど憲法で保障された信教の自由に基づく当該法人の権利を害するおそれもある。したがって、当該情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるから、条例第8条第2号イに該当する。そして、当該情報が同号ただし書に該当しないことは明らかである。よって、開示しない部分欄 に掲げる情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

3 異議申立人の主張について

- (1) 「不開示理由とされた特定個人の識別については、既に異議申立人には判明していることであり、不開示理由には該当しない。」との主張については、以下のとおり反論する。

情報の開示又は不開示の判断は、条例の規定に基づき行うものであり、異議申立人にとって既知の情報か否かによって行うものではない。

- (2) 「開示された部分（調査年月日及び占有の経過）の記載内容は虚偽であり、当該調査は全く実施せずに机上作成されたものと推定される。もし、真実に現地調査を行い、隣接耕作者、当該土地の近隣居住者及び集落の区長等の事情精通者に聴取すればこのことは証明される。当件の被害者である異議申立人には、不開示部分の記載内容を知る権利があると考え。」との主張については、以下のとおり反論する。

情報の開示又は不開示の判断は、条例の規定に基づき行うものであり、本件文書の記載内容の真偽といったことは別の問題である。また、情報公開制度は誰からの開示請求であるかや開示請求者の個別的事情を考慮しないものであり、被害者であることにより知る権利があるという異議申立人の主張は根拠がない。

- (3) 「不開示による登記申請当事者の利益擁護は、逆に被害者（異議申立人）が不当な不利益を蒙ることになり、しかも、公正であるべき行政（甲斐市農業委員会）が不正行為を容認し、加担するのは許されることではない。行政不信を払拭するためにも開示すべきである。」との主張については、以下のとおり反論する。

情報の開示又は不開示の判断は、条例の規定に基づき行うものであり、甲斐

市農業委員会に対する異議申立人の行政不信を払拭することができるか否かは、判断基準にはならない。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記完了後に農業委員会が行う事務処理に関して、昭和52年8月25日付けで農林省構造改善局長から、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記の取扱いについて」という通知が出されている。

当該通知の1-(2)-アでは、「農業委員会は、登記官から登記簿上の地目が田又畑である土地について、時効取得を登記原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、速やかに、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているか否かにつき、その実情を調査し、遅滞なく報告書を都道府県知事に提出するものとする」とされている。

本件文書は、当該通知に基づき、甲斐市農業委員会が実施機関に提出した、時効取得を原因とする本件土地についての権利移転に係る報告書であり、かがみ文、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書及び調査添付資料から構成されている。

2 条例第8条第1号の該当性について

開示しない部分欄 から までに掲げる情報について、実施機関が条例第8条第1号所定の不開示情報に該当すると主張するのに対し、異議申立人は不開示理由に該当しないと主張する。この点については、次のとおり判断する。

まず、開示しない部分欄 に掲げる情報について、これは、本件土地に関する甲斐市農業委員会の登記事案調査がどのようにして行われるに至ったのかを示す情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文に該当する。

次に、開示しない部分欄 に掲げる情報について、これは、本件土地に係る権利移転について農地法違反があるか否かを示す情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文に該当する。

また、開示しない部分欄 に掲げる情報について、これは、甲斐市農業委員会が、本件土地に係る権利移転について農地法違反があるか否かを判定するに際し基礎としたものであり、登記義務者である個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるから、同号本文に該当する。

そして、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として、現に誰もが知り

得る状態に置かれているものではなく、また、公にすることが予定されているものでもないから、同号ただし書イには該当しない。さらに、これらの情報が同号ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。

よって、開示しない部分欄 から までに掲げる情報が同号所定の不開示情報に該当するとの実施機関の主張は妥当である。

3 条例第8条第2号の該当性について

開示しない部分欄 及び に掲げる情報について、実施機関は条例第8条第2号所定の不開示情報に該当すると主張する。しかし、上記2のとおり、これらの情報は同条第1号所定の不開示情報に該当し不開示相当と認められることから、当審査会は、これらの情報が同条第2号所定の不開示情報に該当するか否かについて、改めて検討しないこととする。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、不開示理由とされた特定の個人の識別については、既に異議申立人には判明していることであり、不開示理由には該当しないと主張している。

しかし、情報の開示又は不開示の判断は、条例の規定に基づき行うものであり、異議申立人にとって既知の情報か否かは、その判断に影響を及ぼすものではない。よって、この主張は正当なものとはいえない。

(2) 異議申立人は、本件文書の記載内容に虚偽があり、自身が被害者であることから、不開示部分の記載内容を知る権利があると主張している。

しかし、条例の定める情報公開制度は、開示又は不開示の判断に当たって、開示請求者が誰であるかや開示請求者の個別的事情を考慮するものではない。よって、この主張は正当なものとはいえない。

(3) 異議申立人は、甲斐市農業委員会に対する行政不信を払拭するためにも開示すべきであると主張している。

しかし、情報の開示又は不開示の判断は、条例の規定に基づき行うものであり、異議申立人の主張は、その判断に影響を及ぼすものではない。よって、この主張は正当なものとはいえない。

5 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成19年 5月 9日	諮問
平成19年 6月 8日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成19年 7月24日 (平成19年度第2回審査会)	審議
平成19年 8月23日 (平成19年度第3回審査会)	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	
久保嶋 正子	公認会計士	
濱田 一成	元山梨学院大学教授	会 長
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	
水上 浩一	弁護士	会長代理